フィルタリングを必ず利用しましょう！

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①②③に対応するフィルタリングが必要！

子供が安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の３つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手３社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

①携帯電話回線による接続

②無線LAN回線（Wi-Fi）による接続

③アプリによる接続

使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

※iPhone でのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

家庭のルール

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日ごろから家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

▼以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう！

- □接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- □個人を特定される情報を書き込まない。
- □知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- □他人の ID・パスワードを勝手に使わない。
- □下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- □利用料金や利用時間を決める。
- □困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- □ルールを守れなかった時のルールを決める。

身近に潜むネット依存

ゲーム、SNS、動画など様々なコンテンツを切れ目なく使っているうちにスマートフォンから手が離せなくなるインターネット依存。子供の生活習慣を乱すとともに、インターネット上のリスクにあいやすくなり、犯罪被害に巻き込まれることがあります。保護者がきちんと子供のインターネット利用を見守っていく必要があります。

▼相談は全国の少年相談窓口へ▼

警察では、子供や保護者から、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話又はメールにより受け付けています。都道府県警察の少年相談窓口（ヤングテレホンコーナー等）又は最寄りの警察署まで相談してください。

■都道府県警察の少年相談窓口について

警察庁ホームページ ＞ ご意見、各種相談・情報提供等 ＞ 都道府県警察の少年相談窓口はこちら

https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html

警察少年相談窓口　検索

STOP! ネット犯罪

知ってますか？ネットにまつわる犯罪

不審者がSNS上で子供に接触する仕組み

平成29年にSNS等を利用して、犯罪被害にあった子供は…1,842人

警察庁

被害事例

児童ポルノ、児童買春などの被害が全国で発生!!

CASE1 自画撮り被害に注意

女子小学生（9 歳）は、ＳＮＳで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。

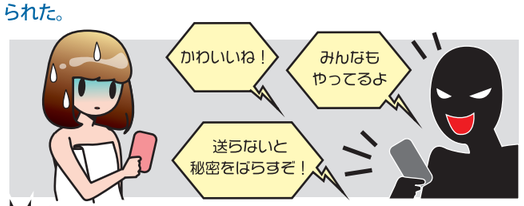

STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

CASE2 悩み相談から･･･誘拐された

女子中学生（14 歳）は、ＳＮＳで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。

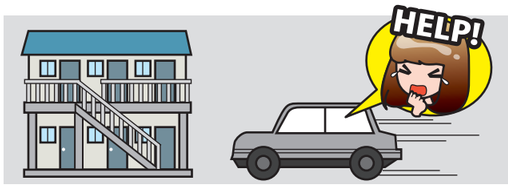

STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながることがあります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE3 男子も被害にあっている

男子小学生（11 歳）は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりすました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。

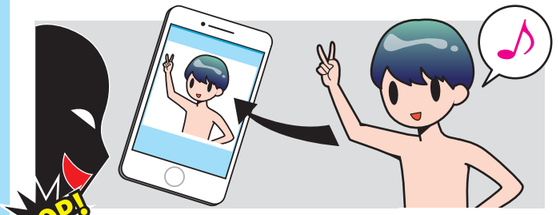

STOP! 性被害にあっているのは女子だけではありません。男子も注意が必要です。

児童ポルノ製造被害

CASE4 交際相手に裸の写真を拡散された

女子中学生（14 歳）は、交際相手（15 歳）に裸の写真を求められ、「送ってくれないなら別れる」等と追い込まれて自分の裸の写真を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真を拡散されてしまった。

STOP! 裸の写真を一度送ってしまうと、それをネタに更にひどい被害を受けることになります。どんな理由をつけられても、誰にもそのような写真を送ってはいけません。

児童ポルノ製造・提供被害

非行事例

不正アクセスなど子供による犯罪も発生!!

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年（18 歳）は、1 年以上にわたりＳＮＳに男子高校生（18 歳）を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。

STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法：名誉毀損
（3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金）

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生（16 歳）は、国際的ハッカー集団に憧れてＳＮＳサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のＩＤやパスワードを不正に取得し、逮捕された。

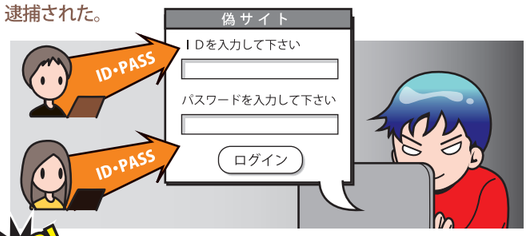

STOP! 他人のＩＤやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反
（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら（14 ～ 19 歳）は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。

STOP! コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録取得
（2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生（15 歳）は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。

STOP! 出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反
（100 万円以下の罰金）

自分で自分の裸の写真を撮って送信させられるケースが近年増加!

平成 29 年における児童ポルノ事件の児童が自らを撮影した画像に伴う被害（自画撮り被害）に遭った児童は 515 人（前年比＋35 人）であり、増加傾向にあります。そのうち約７割がスマートフォンを使用してＳＮＳにアクセスしたことによるものです。また、被害に遭った児童の約８割が面識のない者に画像を送らされています。

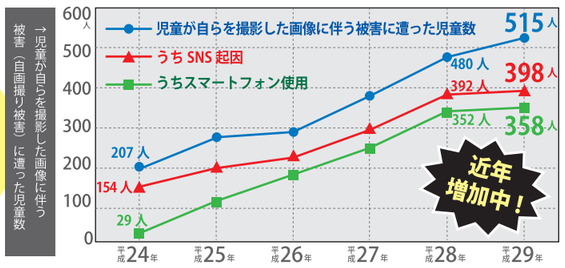

被害児童数が多いサイト

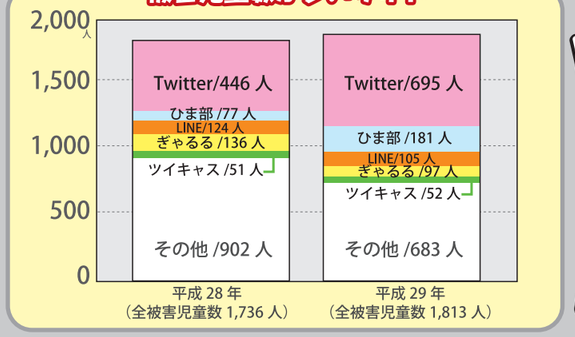

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫？

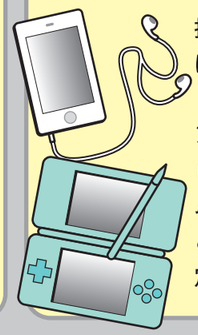

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線 LAN（Wi-Fi）でインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニエンスストアなど無線 LAN（Wi-Fi）が設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。